**業務委託契約書**

１　委託業務の名称

２　契約の履行場所

３　契　約　期　間　　 　　　　年　　月　　日から

　　　　年　　月　　日まで

４　業務委託料　　　￥

　　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　　　）

５　業　務　内　容　　　別添仕様書のとおり

６　契約保証金

　上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場による合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　また、受託者が共同企業体を結成している場合には、受託者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

　この契約の証として、本書　通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　委託者　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　受託者　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙「仕様書」に従いこれを履行しなければならない。

２　前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

２　乙が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の業務委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

３　乙は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

（再委託等の禁止）

第３条　乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督員）

第４条　甲は、乙の業務の履行についての指示及び監督にあたる担当職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、書面により、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

（作業管理者）

第５条　乙は、作業員を直接指揮監督する者（以下「作業管理者」という。）を定め、書面　によりその氏名役職を甲に通知しなければならない。作業管理者を変更したときも同様とする。

（契約内容の変更中止）

第６条　甲は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は、この契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

　（適正な履行期間の設定）

第７条　甲は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（履行の確認）

第８条　乙は、業務が完了したときは、書面により遅滞なく業務履行の確認を甲に求めな　ければならない。

２　甲は、前項の規定による確認を求められたときは、その日から起算して10日以内に確認のための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

（業務委託料の請求及び支払）

第９条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を甲に請求することができる。

２　甲は前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に業務委託料を乙に支払わなければならない。

３　甲の責めに帰する事由により第１項にかかわる支払が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により財務大臣が定める率（以下「支払遅延防止法第８条に規定する率」という。）の割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（部分払）

第１０条　乙は、契約金額が１００万円以上の場合において、業務の完了前に、業務委託料の一部について、履行した業務に相当する業務委託料の支払を請求することができる。

２　前２条の規定は、前項の請求について準用する。

　（債務負担行為に係る契約の特約）

第１１条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度　　　　　　　　　円

年度　　　　　　　　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度　　　　　　　　　円

年度　　　　　　　　　円

３　甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第１２条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に、当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、各会計年度において、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

２　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度　　　　　　　　　回

年度　　　　　　　　　回

　（甲の任意解除権）

第１３条　甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第１５条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

第１４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

　⑴　第２条第３項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

⑵　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

⑶　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

⑷　作業管理者を配置しなかったとき。

⑸　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第２条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

⑵　第２条第３項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

⑶　この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

⑷　乙がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑸　乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する　意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

⑹　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

⑺　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑻　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

⑼　第１７条又は第１８条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

⑽　乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

　（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１６条　第１４条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第１７条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第１８条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第６条の規定により、業務の内容を変更した場合において業務委託料が３分の２以上減少したとき。

⑵　第６条の規定により、業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

　（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１９条　第１７条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

　（解除の効果）

第２０条　甲は、第１４条、第１５条、第１７条又は第１８条の規定によりこの契約が業務の完了前に解除したときは、業務の出来形部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相応する額を乙に支払わなければならない。

　（甲の損害賠償請求等）

第２１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

　⑴　履行期間内に業務を完了することができないとき。

　⑵　第１４条又は第１５条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

　⑶　前２号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

　⑴　第１４条又は第１５条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

　⑵　業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

　⑴　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

　⑵　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

　⑶　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既に部分払の対象となった業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第８条に規定する率で計算した額とする。

６　第２項の場合（第１５条第８号及び第１０号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（乙の損害賠償請求等）

第２２条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第１７条又は第１８条の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第２３条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、これを甲が負担するものとする。

（賠償金等の徴収）

第２４条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して業務委託料支払の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第８条に規定する率で計算した額の利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第８条に規定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

（臨機の措置）

第２５条　乙は、災害防止等のため特に必要と認められるときは臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、乙は、そのとった措置について遅滞なく甲に報告しなければならない。

３　甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

　（契約保証金等の還付）

第２６条　甲は、第８条第２項の検査に合格した場合又は第１５条及び第１６条の規定によりこの契約を解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、遅滞なく返還しなければならない。この場合において、利息は付さないものとする。

　（秘密の保持）

第２７条　乙は、この契約の履行に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

　（契約外の事項）

第２８条　この契約に定めのない事項又はこの契約履行につき疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。